

## 意見書

平成 22 年 2 月 5 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン(案)」に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

#### 【全般的な考え方】

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する答申(平成 21 年 10 月 16 日)」で示されたとおり、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」にて、携帯電話事業者の接続料算定等のベースとなる考え方が整理されることは、フェアで公正な接続ルールの確立に向け、望ましい方向性であると考えます。

なお、本ガイドラインは第二種指定電気通信設備を設置する事業者(以下、「二種指定事業者」という。)を対象とした運用指針であることから、第二種指定電気通信設備制度本来の趣旨(ボトルネック性はないものの市場支配力を有する事業者の支配力行使を防止し、市場における公正競争環境を整備するためのもの)を十分に踏まえ、運用がなされることが不可欠であると考えます。

#### 【本ガイドラインの対象】

本ガイドラインにおける「第1 はじめに 2 対象となる事業者」の記述において、電気通信事業者が電気通信設備の接続の業務に関し、不当な運営を行い、この行為が電気通信事業法第 29 条第 1 項第 10 号の規定に該当する場合には業務改善命令の対象となり得ることを理由として、第二種指定電気通信設備を設置する事業者以外の事業者(以下、「非二種指定事業者」という。)についても本ガイドラインを踏まえた積極的な対応を求める記述がありますが、非二種指定事業者が、当該ガイドラインに従わないことで直ちに当該条項違反となるものでもなく、このような形で本ガイドラインを非二種指定事業者に当てはめ、準法規的に義務を負わせることはガイドラインの不適切な運用に該当するものと考えます。

過去にも「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」や「電気通信事業における販売奨励金の会計上の取扱いに関する運用ガイドライン」の事例等、必ずしも法制度の趣旨とは合致しない形で運用指針等が示されることで、二種指定事業者と非二種指定事業者があたかも同一の規制対象であるかのように扱われる事例が存在しています。

本件についても、ガイドラインが恣意的に運用され、非二種指定事業者への実質的な規制強化が及ぶようなことがあれば、本来二種指定事業者に対してのみ接続に係る諸条件を定める電気通信事業法の理念とも齟齬をきたし、ドミナント規制が形骸化するとともに、公正競争環境を歪める恐れがあります。

従って、制度上、ガイドラインの効力が非指定事業者にも及ぶと解されることのないよう、ガイド

ラインの対象にかかる記載を下記のとおり修正すべきと考えます。

<原案>

## 2 対象となる事業者

ガイドラインは、二種指定事業者を対象とする。ただし、電気通信事業者が電気通信設備の接続の業務に関し不当な運営を行い、この行為が法第29条第1項第10号の規定に該当する場合には、業務改善命令の対象となり得ることから、二種指定事業者以外の携帯電話事業者についても、検証可能性に留意した上でガイドラインを踏まえた積極的な対応を行うことが適当である。

<修正案>

## 2 対象となる事業者

ガイドラインは、二種指定事業者を対象とする。

## 3 その他

ガイドラインを踏まえた対応を行う限りにおいては、法第29条第1項第10号の規定で定める電気通信設備の接続の業務に関する不当な運営の行いには該当せず、業務改善命令の対象となり得ない。また、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方」答申において二種指定事業者以外の携帯事業者も自主的な対応を求められているところであり、その主旨からすると本ガイドラインを一つの指針として、二種指定事業者以外の携帯事業者も自主的な取り組みを行うことが期待される。

以上